

「小さな親切」実行者の推せん

1. 実行者推せんの意義

「小さな親切」の実行者をおおいに見いだし、中央本部に推せんすることは、「しようと思えばできる親切」の実践および会員組織の増強と並んで、「小さな親切」運動の具体的推進の柱です。

実行者の推せん活動と実行章の贈呈活動が続けることによって「小さな親切」を社会的慣行として盛りあげていきたいということ、そして、世の中に明るいニュースをたくさん発表するため、誰でもが推せんすることができ、誰でもが受賞することができる「庶民賞」としようというのがそのねらいです。

2. 推せんの基準

推せんの対象となる「親切」とは、一言でいえば「他人の心に感動を与えるような親切な行為」であり、中央本部ではどちらかといえばその範囲を広く解釈しており、とくに明確な基準は示しておりません。

したがって次の点に留意したうえ、皆さんが“自分で受けて”あるいは“他人が受けるのを見て”心に感動を受けた親切の行為者をどんどん推せんしてください。

〔留意点〕

- ① 自己推せんは対象としません。必ず他人を推せんすること。
- ② 原則として社会的に広く行われている募金、歳末助け合い運動への協力、古切手・ベルマーク集めは対象となりません。
- ③ 原則として集団献血は対象となりません。
- ④ 清掃奉仕、慰問活動は、回を重ね、継続的に行われている場合のみ対象となります。
- ⑤ 理由がばくぜんとしているものは選考からはずします。たとえば親切な人というような書き方ではなく、どういう親切な行為をしたのか具体的にはっきり書いてください。
- ⑥ 選考会議の結果「小さな親切」実行章の対象外となることもありますので、あらかじめご了承ください。

3. 種 別

- (1) 個人表彰 個人の「小さな親切」行為に対しておられるもの
- (2) 団体表彰 団体またはグループで行った「小さな親切」行為に対しておられるもの